

第56号議案

蒲郡市生命の海科学館の設置及び管理に関する条例の一部改正について

蒲郡市生命の海科学館の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例を、次のように制定するものとする。

令和6年9月5日提出

蒲郡市長 鈴木 寿 明

蒲郡市生命の海科学館の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例

別紙のとおり

提案理由

情報研修室及びメディアホールを廃止するため提案する。

蒲郡市生命の海科学館の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例

蒲郡市生命の海科学館の設置及び管理に関する条例（平成26年蒲郡市条例第32号）の一部を次のように改正する。

第4条中第4号を削り、第5号を第4号とする。

第6条第1号中「別表第1」を「別表」に改める。

第8条から第11条までを削る。

第12条の見出し中「観覧料等」を「観覧料」に改め、同条中「及び使用料（以下「観覧料等」という。）」を削り、同条を第8条とする。

第13条の見出し及び同条中「観覧料等」を「観覧料」に改め、同条を第9条とし、第14条を第10条とし、第15条を第11条とし、第16条を削る。

附則第3項を削る。

別表第2を削り、別表第1を別表とする。

附 則

この条例は、令和7年4月1日から施行する。